

(平成23年10月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	5 件

三重国民年金 事案 1098

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年9月から53年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年9月から53年3月まで

申立期間の国民年金保険料に係る納付書が送付されてきたので、納付した。その領収書も所持しており、保険料の還付を受けた記憶も無いので、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する領収証書により、申立人が、申立期間の国民年金保険料を、時効到来後の昭和56年5月21日に納付したことが確認できるところ、申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）をみると、備考欄に「57年度 No. 25 還付52. 9～53. 3まで15,400円」と記載されており、当該保険料について還付決定がなされたことが確認できる。

国民年金保険料の還付金は、還付決定後、被保険者からの還付請求を受けて支払われるものであることから、特殊台帳の記載を前提にすると、申立期間の保険料に係る還付金の支払いについては、上記還付決定後に行われることとなるが、申立人が当時唯一使用していたとする銀行口座の昭和56年11月25日から59年1月5日までの出入金記録を確認しても、当該還付金が振り込まれた形跡は無い。

また、申立期間当時、国民年金保険料の還付金の受領方法としては、口座振込のほかに、社会保険事務所（当時）の窓口での受領又は郵便局送金による受領がみられるが、申立人は、昭和57年度において、A社会保険事務所（当時）が所在するB市に居住しており、制度上、同市内の郵便局への送金はできない上、申立人が、同市に居住しているにもかかわらず、同市外の郵便局への送金を求めることも考え難いことから、申立人は、A社会保険事務所の窓口で受領

する以外に申立期間の保険料に係る還付金を受領することはできなかったと考えられる。しかしながら、申立人は、当時、同社会保険事務所に出向いたことは無いとした上で、「年金記録問題が発生するまで、社会保険事務所の所在地も知らなかった。」と供述しており、事実、申立人及びその夫の年金記録をみても、申立人が社会保険事務所に出向く事情は見当たらないことから、申立人の供述に不自然さは無く、申立人が、社会保険事務所の窓口で当該還付金を受領したとは考え難い。

さらに、申立人は、昭和 58 年 5 月以降、C 町に住民登録を有していることから、同年同月以降であれば、郵便局送金による還付金の受領の可能性も想定されるものの、この場合、申立期間の国民年金保険料について、還付決定がなされてから約 1 年間経過することとなり、還付決定から約 1 年間も経過した後には申立人自身が還付請求を行うことや還付金の支払いがなされることは不自然であり、郵便局送金による還付金の支払いが行われた可能性も低いものと考えられる。

このほか、申立期間の国民年金保険料について、還付事由等を確認できる資料も無いことから、当時の還付に係る事務処理が行われた経緯も不明である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月から40年1月まで

国民年金には、20歳になってすぐにA市役所に出向き、加入した。申立期間当時、国民年金保険料をどのように納付していたかは、はっきり覚えていないが、納付していたことや納付していた金額は覚えている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳到達後すぐに国民年金の加入手続を行ったとしているが、当該時期に申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年9月に払い出されたものであることから、申立人の国民年金加入手続はその頃行われたと考えられる。

このため、申立期間のうち、昭和39年7月から40年1月までの期間は、加入手続後に国民年金保険料の現年度納付期限が到来する期間であるところ、申立人が申立期間当時納付していたとする保険料額は、実際の保険料額と一致している上、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿の記載から、同年2月1日の厚生年金保険被保険者資格取得に伴う国民年金被保険者資格喪失手続が当時適切に行われていることが確認でき、加入手続後の納付対象期間について、適切に資格喪失手続を行っているにもかかわらず、保険料納付を行っていなかったとは考え難い。

また、申立期間のうち、昭和39年4月から同年6月までの期間は、加入手続の時点で現年度保険料として遡及納付可能な期間であるところ、申立人と同時期にA市において国民年金に加入したとみられる、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の納付状況をオンライン記録により確認すると、納付記録が確認できた被保険者のうち、申立人と同様、同年4月以降に国民年金被

保険者期間を有する被保険者については、その大部分が同年同月以降について納付済みとなっており、こうした納付状況から判断すると、申立人も同様に、同年4月から同年6月までの期間の保険料について納付したと考えても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和37年6月から39年3月までの期間については、過年度保険料として遡及しなければ国民年金保険料を納付できない期間であるが、申立人は、保険料の遡及納付についての記憶は無く、過年度納付に係る供述を得ることはできない上、ほかに当該期間について、保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年1月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 1100

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 5 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 5 月から 59 年 3 月まで
申立期間当時は専門学校に通っており、自分では国民年金保険料を納付することができなかったため、両親が私の代わりに保険料を納付してくれていた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 11 か月と短期間である上、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、申立期間と同期間を含め、国民年金加入期間について保険料を全て納付していることから、申立人の母親の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 58 年 6 月に払い出されていることから、申立人の国民年金加入手続はその頃行われたと考えられ、申立期間の国民年金保険料は、現年度保険料として納付することが可能である上、申立期間前後の期間の保険料は現年度納付されていることや、申立期間が短期間であることなどを勘案すると、あえて申立期間について保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重厚生年金 事案 1827

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和56年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和56年3月31日までA社に在職しており、保険料も天引きされている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人から提出された昭和56年3月の給与支給明細とされる書類及びA社が発行した就業証明書により、申立人は同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社において、1年以上在籍しており、昭和50年代の月初日及び月末日において厚生年金保険被保険者の資格を喪失している者6人を抽出し、退職した月の勤務状況について照会した結果、退職日について記憶している者4人のうち、3人が喪失日前日に退職したと回答していることから判断すると、申立期間当時、同社においては退職日の翌日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失させる取扱いとしていた状況が推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和56年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、事業主が資格喪失日を昭和 56 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重国民年金 事案 1101

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から58年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から58年9月まで
昭和56年6月に退職後、国民年金や国民健康保険に加入していなかったが、57年4月に、夫が、私に代わり、国民健康保険と国民年金の加入手続を併せて行ってくれた。それ以降、58年10月に免除申請を行うまで、夫が国民年金保険料を納付してくれていた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の夫が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の夫は、昭和57年4月に、申立人の国民年金加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、58年7月に払い出されたものである上、申立人の名前の読み方を幾通りか変えるなどして調査しても、57年4月を含め、申立期間について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人の夫は、申立期間の国民年金保険料については、昭和58年10月の申請免除期間まで、夫自身の保険料と併せて納付していた旨供述しているが、申立人の夫に係る国民年金被保険者台帳をみると、申立人の夫の57年7月から58年3月までの保険料は、59年1月31日に過年度納付されており、申立期間当時、夫自身の保険料についても定期的な納付が行われていなかった状況がうかがわれる上、その時点において申立人は申請免除期間であることから、当該納付と併せて申立人の保険料納付が行われた可能性も低いものと考えられる。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 1102

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から6年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から6年11月まで
申立期間当時、私は学生であったため、両親が、私の代わりに国民年金保険料を納付してくれていた。卒業後も、結婚するまでは納付してくれていた
ので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人自身は国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、それらを行っていたとする申立人の母親に聴取したものの、国民年金の加入手続、保険料の納付場所及び納付金額等についての具体的な供述を得ることはできず、保険料納付状況が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年6月にA市において払い出されており、申立期間についても申立人は同市に居住しているところ、同市の平成3年度から6年度までの国民年金収滞納一覧表における当該記号番号に係る納付状況を確認すると、当該一覧表は、各年度の翌年度の6月時点における納付状況の記録であるが、当該一覧表においても、申立期間の保険料は未納となっている上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 1103

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで
国民年金加入時から、毎月、自宅兼店舗に市の集金人が来て、妻の分と一緒に国民年金保険料を納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人夫婦が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和36年12月に夫婦連番で払い出されていることから、申立人夫婦の国民年金加入手続はその頃行われたと考えられるが、申立人の息子を通じて申立人に聴取しても、加入手続及び国民年金保険料納付についての具体的な供述を得ることはできず、加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

さらに、申立人夫婦の国民年金保険料納付状況をみると、申立人夫婦共、申立期間について未納であった後、昭和40年4月から60歳に到達する時期まで保険料が納付済みとなっているが、申立人の国民年金の老齢年金受給資格期間は17年であり、それまで保険料が未納であった場合、昭和40年度の保険料から納付を開始しなければ、それ以降に60歳に到達する時期まで保険料を納付しても、申立人は老齢年金の受給資格を得ることができず、このため、申立人夫婦は40年4月の保険料から納付を開始したと考えても不自然ではない。

加えて、申立期間について、申立人夫婦に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺資料も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 1104

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで
国民年金加入時から、毎月、自宅兼店舗に市の集金人が来て、夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人夫婦が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和36年12月に夫婦連番で払い出されていることから、申立人夫婦の国民年金加入手続はその頃行われたと考えられるが、申立人の息子を通じて申立人の夫に聴取しても、加入手続及び国民年金保険料納付についての具体的な供述を得ることはできず、加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

さらに、申立人夫婦の国民年金保険料納付状況をみると、申立人夫婦共、申立期間について未納であった後、昭和40年4月から60歳に到達する時期まで保険料が納付済みとなっているが、申立人の夫の国民年金の老齢年金受給資格期間は17年であり、それまで保険料が未納であった場合、昭和40年度の保険料から納付を開始しなければ、それ以降に60歳に到達する時期まで保険料を納付しても、申立人の夫は老齢年金の受給資格を得ることができず、このため、申立人夫婦は40年4月の保険料から納付を開始したと考えても不自然ではない。

加えて、申立期間について、申立人夫婦に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺資料も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 1105

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から50年9月まで
20歳当時、私は学生であったが、父親が、将来の事を考えて国民年金に加入してくれた。国民年金保険料は、父親が、両親の分と一緒に、市の集金人に毎月納めていた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人を通じて、申立人の父親に聴取しても、納付方法等についての具体的な供述を得ることはできず、加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年3月に払い出されていることから、申立人の国民年金加入手続はその頃行われたと考えられるが、その時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、上記の国民年金手帳記号番号に係るA市の国民年金被保険者名簿をみると、被用者年金を記載する欄に「B社 50. 10. 1～52. 2. 28」と申立期間直前の厚生年金保険被保険者記録（オンライン記録における当該厚生年金保険被保険者期間は昭和52年2月26日までである。）が記載されており、当該記号番号が払い出される際に、申立人のそれまでの年金記録について確認された形跡が認められるが、その上で申立期間について遡及して国民年金被保険者資格を取得していることから、当該記号番号が払い出されるまで、申立人は国民年金に加入していなかったと考えるのが自然である。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 1106

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年7月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月から59年3月まで

私は、20歳の誕生日の一日前に国民年金の加入手続をしており、国民年金保険料も、その時から納付している。申立期間当時は経済的にも保険料を納付できる状態であり、昭和59年3月まで保険料を納付しなかったというのは不自然である。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、20歳の誕生日の一日前に国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、昭和59年4月又は同年5月に払い出されたとみられることから、申立人の国民年金加入手続はその頃行われたと考えられ、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人は、保険料を遡及して納付したことは無いとしているほか、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、当初、申立期間当時は既に就職していたため、経済的に国民年金保険料を支払うことが可能であったと主張していたが、その後、「申立期間のうち、昭和56年3月までは学生であったため、自分で働いて得たお金で支払っていない。」と、申立期間の保険料納付についての供述を変更している上、納付していたとする保険料額も実際の保険料額とは異なっているなど、申立期間の保険料納付についての申立人の記憶は曖昧である。

加えて、申立人は、所持している年金手帳に記載された「初めて被保険者と

なった日」が昭和 55 年*月*日となっていることについて、20 歳の誕生日の一日前に国民年金の加入手続を行ったことを裏付けるものであるともしているが、当該日付は、国民年金保険料の納付の有無にかかわらず、被保険者資格を取得した日が記載されるものであることから、申立人が同日に加入手続を行ったことや、同日から保険料を納付したことを示すものではない。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 1107

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から同年 9 月まで
申立期間当時、婦人会が国民年金保険料の集金をしており、父親が、家族の分とともに私の保険料も納めていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、その父親が集金により納付していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 50 年 12 月に払い出されていることから、申立人の国民年金加入手続は同年同月に行われたものと考えられる上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、上記国民年金手帳記号番号に係る国民年金被保険者台帳によると、昭和 50 年 12 月 6 日に、申立期間前の 44 年 1 月から 48 年 3 月までの期間について、第 2 回特例納付により国民年金保険料を納付していることが確認できる（昭和 44 年 1 月から 45 年 1 月までの国民年金保険料については、平成 19 年 11 月 16 日に還付済み。）が、第 2 回特例納付の納付対象期間は 36 年 4 月から 48 年 3 月までとされているため、申立期間は第 2 回特例納付による保険料納付はできない期間である。

さらに、申立期間後の昭和 48 年 10 月から 50 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付日は不明であるものの、上記国民年金手帳記号番号により過年度保険料として納付されているが、当該記号番号が払い出された同年 12 月の時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である。

以上の状況から、申立人の父親は、昭和 50 年 12 月に申立人の国民年金加入手続を行い、遡及して国民年金被保険者資格を取得した期間について国民年金保険料の納付を行おうとしたものの、申立期間については、特例納付及び過年

度納付による保険料納付ができなかったものと考えられる。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1828

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 8 月 1 日から 37 年 8 月 27 日まで
私は、A社を退職時に脱退手当金を受け取った覚えが無いので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年2月から28年2月まで

A社と一緒に勤務していた同僚は、厚生年金保険の記録が有り、私に記録が無いことは納得できない。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚の供述により、勤務期間は特定できないものの、申立人が、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は昭和51年2月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、商業登記簿謄本により判明した元代表取締役も他界しており、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、同僚の厚生年金保険被保険者記録、及び「入社して3か月は試用期間であり、厚生年金保険に加入していなかった。」との供述から、当該事業所においては、入社後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いとしていなかった状況がうかがえる。

さらに、申立期間について、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号*番（昭和25年2月1日資格取得）から*番（29年3月18日資格取得）までを調査したが、申立人の氏名は無く、欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月から 39 年 10 月まで

私は申立期間当時、A社で働き、給料から厚生年金保険料が控除されていた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人のA社に係る記憶には具体性がある上、オンライン記録によると申立人が記憶する同僚は同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が記憶しているA社における同僚二人のオンライン記録を確認したところ、一人は他界しており、残りの一人についても、申立期間においては、同社に係る厚生年金保険被保険者記録は無い上、当該同僚を含む複数の同僚に照会したものの、厚生年金保険の適用に係る取扱い等について確認できる供述を得ることはできなかった。

また、A社に照会したところ、「代表取締役も代わっている上、当時の資料も無いことから不明である。」との回答があり、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関係資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人の国民年金の被保険者記録を確認したところ、申立期間を含む昭和 36 年 4 月から 47 年 3 月までは、国民年金法第 89 条第 1 項 2 号該当による法定免除期間(追納された期間を含む。)となっていることが確認できる。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険整理番号*番(昭和 37 年 3 月 2 日資格取得)から*番(39 年 11 月 21 日資格取得)までに、

申立人の被保険者原票は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1831

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 8 月 1 日から 33 年 10 月 21 日まで
平成 9 年に年金記録を確認したところ、A 社の記録が脱退手当金を受給したことになっていたが、申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無い。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月から 43 年 4 月 26 日まで

私は、昭和 40 年 1 月から溶接工として A 社に正社員として勤務していたにもかかわらず、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査して厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の申立期間当時の事務担当者及び同僚の供述から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が記憶している同僚のうち、A 社において申立人と同様に昭和 43 年 4 月 26 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得している同僚に照会したところ、「入社当初は、給与から厚生年金保険料は控除されておらず、事業所が厚生年金保険に加入した昭和 43 年頃から控除された。」と供述している。

また、申立期間同時に A 社の事務担当者であった現在の事業主は、「個人事業所として開業した当初は、従業員が申立人を含み 2 人ほどであった。その後 5 人か 6 人になってから厚生年金保険に加入し、それ以前は給与から厚生年金保険料を控除していない。」と供述している。

さらに、オンライン記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 43 年 4 月 26 日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。